

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省雇用環境・均等局有期・短時間労働課

1. 改正の趣旨

- 「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）において「いわゆる106万円・130万円の壁を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大や最低賃金の引上げに取り組むことと併せて、被用者が新たに106万円の壁を超えても手取りの逆転を生じさせないための当面の対応を本年中に決定した上で実行し、さらに、制度の見直しに取り組む」こととされた。
- これを踏まえ、いわゆる「年収の壁」への対応として、社会保険の被保険者ではない有期契約労働者等（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第118条の2第2項第1号に規定する有期契約労働者等（※）をいう。以下同じ。）が、就業調整を行うことなく働くことができる環境づくりのため、当面の対応として、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づくキャリアアップ助成金について制度の見直しを行うもの。
改正の概要は別紙のとおり。
- ※ 有期契約労働者又は期間の定めのない労働契約を締結する労働者（通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員及び短時間正社員を除く。）

2. 根拠条項

雇用保険法第62条第2項

3. 施行期日等

- 公布日：令和5年10月下旬（予定）
- 施行期日：公布の日
- ※ 本省令案による改正後の雇用保険法施行規則第118条の2第9項第1号ハ及び附則第17条の2の7の改正規定については、令和5年10月1日から適用することとする。

「社会保険適用時処遇改善コース」の新設

- 現行の短時間労働者労働時間延長コースにおいては、その雇用する有期契約労働者等について、週所定労働時間を延長したことにより当該有期契約労働者等が新たに社会保険の被保険者となった場合における当該措置を講じた事業主に対して、助成金を支給している。
- また、現行制度においては、令和6年9月30日までの暫定措置として、その雇用する有期契約労働者等について、週所定労働時間を3時間以上延長した、又は週所定労働時間を1時間以上3時間未満延長するとともに賃金を一定の割合以上増額させたことにより当該有期契約労働者等が新たに社会保険の被保険者となった場合に、一の年度につき45人を上限として助成金を支給している。
- 今般、上記の暫定措置の期限を令和6年3月31日までとするとともに、その雇用する有期契約労働者等が新たに社会保険の被保険者となる場合に一定の措置を講じた事業主又は一定の措置を講じたことによりその雇用する有期契約労働者等が新たに社会保険の被保険者となった場合における当該措置を講じた事業主に対して助成金を支給するコースを新設し、コース名を「社会保険適用時処遇改善コース」とすることとする。
- 本改正による改正後の規定は、地域別最低賃金の最も早い発効日である令和5年10月1日に遡及して適用することとするが、同日から令和6年3月31日までの間は、現行制度における暫定措置の適用を選択することも可能とする。
- なお、「社会保険適用時処遇改善コース」は令和8年3月31日までの暫定措置とする。

【現行の短時間労働者労働時間延長コースの暫定措置の概要】

| 要件 | | 1人当たり助成額 | |
|------------------|-------|-----------|-----------|
| 所定労働時間の延長 | 賃金の増加 | 中小企業事業主 | 中小企業事業主以外 |
| 3時間以上延長 | — | 23万7,000円 | 17万8,000円 |
| 2時間以上3時間未満 延長 | 6%以上 | 11万7,000円 | 8万8,000円 |
| 1時間以上2時間未満 延長 | 10%以上 | 5万8,000円 | 4万3,000円 |

※1年度1事業所当たり支給申請上限人数45人まで。

※令和6年3月31日までの暫定措置。

【今回新設する社会保険適用時処遇改善コースの概要】

○手当等により収入を増加させる場合

| 要件 | 1人当たり助成額 | |
|---|----------|-----------|
| | 中小企業事業主 | 中小企業事業主以外 |
| ① (1年目) 15%以上賃金を増額させる措置を1年間継続すること | 20万円 | 15万円 |
| ② (2年目) 15%以上賃金を増額させる措置を更に1年間継続し、3年目以降③の取組を行うことが書類等により確認できること | 20万円 | 15万円 |
| ③ (3年目) 18%以上賃金を増額させる措置を継続すること | 10万円 | 7万5,000円 |

○賃金の増加と労働時間の延長を組み合わせる場合

| 要件 | | 1人当たり助成額 | |
|------------|-------|----------|-----------|
| 所定労働時間の延長 | 賃金の増加 | 中小企業事業主 | 中小企業事業主以外 |
| 4時間以上 | — | 30万円 | 22万5,000円 |
| 3時間以上4時間未満 | 5%以上 | | |
| 2時間以上3時間未満 | 10%以上 | | |
| 1時間以上2時間未満 | 15%以上 | | |

○手当等による収入の増加と労働時間の延長を組み合わせる場合

| 要件 | 一人当たり助成額 | | |
|-------------------------------------|----------|-----------|-------|
| | 中小企業事業主 | 中小企業事業主以外 | |
| ① (1年目) 15%以上賃金を増額させる措置を1年間継続すること | 50万円 | 37万5,000円 | |
| ② (2年目) ①の措置を講じた上で、以下のいずれかの措置を講じること | | | |
| 所定労働時間の延長 | | | 賃金の増加 |
| 4時間以上 | | | — |
| 3時間以上4時間未満 | | | 5%以上 |
| 2時間以上3時間未満 | | | 10%以上 |
| 1時間以上2時間未満 | 15%以上 | | |

※ 支給申請上限人数を撤廃。

※ 令和8年3月31日までの暫定措置。